

■ ゴルフ場会員権の預託金を還付するので、

手数料を振り込むように言われた

20年以上も前にゴルフ場の会員権を購入したが、そのゴルフ場の運営会社が10年前に破産してしまったので、預託金は戻ってこないものと思っていた。

しかし最近になって、預託金を支払えるようになったと電話があった。手続きを依頼するための弁護士を紹介するので、お金を振り込むようにと言われた。

預託金等の還付金を受け取るために、まずお金を振り込むようにと言われたら要注意です。

通常、破産に伴う法的手続きは、債権者あてに文書通知されるので個別に電話が来るということとは考えられません。また、手続きをするために書類を返送する必要はあっても、手数料等を事前に振り込むようなことはありません。

少しでも不審に思ったときには、東北経済産業局相談室、若しくは最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

東北経済産業局相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時